

就業ゴールドカード保持者及びその扶養家族の健康保険加入資格

2021年10月25日に改正・施行された「外国人専門人材の採用と雇用に関する法律」第21条により、以下のように規定されている

	ゴールドカード保持者	扶養家族
被雇用者	<p>雇用された日から、事業主を通じて、健康保険に登録する</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業または所属団体に保険の加入手続きを行う 	<p>配偶者、未成年者、および20歳以上、心身障害により自立生活できない子供は、在留資格の証明を受けた日から、被扶養者として健康保険に登録する</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業または所属団体が被扶養者の在留資格証明書を添付して、保険加入手続きを行う
雇用主または自営業主	<p>適用事業所は所轄の健康保険業務組に対して被保険者単位の設立を申請し、雇用主または自営業主の身分を有する日から加入手続きを行う</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所が保険の加入手続きを行う 	<p>配偶者、未成年者、および20歳以上、心身障害により自立生活できない子供は、在留資格の証明を受けた日から、被扶養者として健康保険に登録する</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業または所属団体が被扶養者の在留資格証明書を添付して、保険加入手続きを行う
その他	<p>台湾に居留から満6ヶ月より、健康保険に加入する必要がある(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> (注)台湾に6ヶ月間継続して居住し、滞在期間で海外滞在日数を差し引いた後(一回30日未満)、実際の居住日数が6ヶ月に達したこと 居留地の役所を保険登録機関として、健康保険に登録する 	<p>在留資格の証明を受けた日から、被扶養者として健康保険に登録する(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> (注)台湾に6ヶ月間継続して居住し、滞在期間で海外滞在日数を差し引いた後(一回30日未満)、実際の居住日数が6ヶ月に達したこと 2017年12月1日より、台湾で生まれ、在留書類を受け取った外国籍の新生児は、お誕生日の日から健康保険に登録すること